

に基づいてあらゆる事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、労働災害などにあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員。

▼インターネット申込受付期間

■4月1日(月) 午前9時～11日(休)受信有効。インターネット申し込みができない場合は、茨城労働局、労働基準監督署公共職業安定所などにて受験申込書を入力し、申込先へ郵送または持参してください。

なお、郵送・持参の受付期間は4月1日(月)～2日(火)までと短くなっていますので注意してください。

※受験資格、試験日など詳しい内容はお問い合わせください。
「茨城労働局ホームページアドレス」
<http://ibaraki-roundoukyoku.jstie.mhlw.go.jp/home.html>

問 茨城労働局総務課 ☎ 029・224・6211

ご利用ください

常陽銀行
年金相談

常陽年金相談コーナーでは、常陽銀行顧問の社会保険労務士が、

無料でご相談に応じ、年金請求手続きの代行をしてくれます。

▼予約方法 事前に電話で申し込みください。

◎予約電話 ☎58・5552

▼日時 4月4日(休) 午前10時～午後3時

▼場所 常陽銀行伊奈支店

申問 常陽銀行年金センター

☎029・300・2844

谷和原郵便局
年金相談

谷和原郵便局では、毎月無料の年金相談会を実施しています。

▼予約方法 事前に電話で申し込みください。

▼日時 4月21日(日) 午前9時～午後4時

▼場所 谷和原郵便局

※年金請求書の作成、届出代行などの社会保険労務士の業務は行っていません。

※郵便局は、ゆうちょ銀行の商品・サービスを取り扱う銀行代理業者です。

申問 谷和原郵便局 ☎52・2001

お知らせします

生活環境課からの
お知らせ

市では、「資源物回収助成金制度」、「生ごみ処理機購入費一部

補助制度」、「スズメバチの巣駆除費の一部補助制度」を実施していましたが、平成25年3月末をもって補助金の交付が終了しました。

ご理解ご協力をお願いいたします。

申問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線8134) 8137

固定資産税の縦覧

固定資産税の情報開示制度により、納税者の皆さんが、ほかの土地や家屋の価格との比較ができます。

○つくばみらい市の納税者であれば「土地家屋価格等縦覧帳簿(所在・地目・種類・面積・評価額などがわかるもの、所有者の記載なし)」により、ほかの物件を縦覧できます。

○自己の資産については、これまでどおり名寄せの縦覧ができます。

○借地人、借家人なども、対象となる物件の縦覧や証明を請求できます。

※縦覧・閲覧を申請する場合は、納税者や借地・借家人であることを証明できるものを用意してください。(代理人の場合は委任状が必要です)

▼縦覧期間 4月1日(月)～30日(火) 午前8時30分～午後5時

15分(土、日、祝日を除く)

▼縦覧場所 伊奈庁舎税務課

問 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線1135) 1137

農業委員会各種申請

4月の各種申請の受付期間は次のとおりです。

▼受付期間 4月10日(火)～12日(木)

※定例総会は、4月25日(木)の予定です。

申問 谷和原庁舎農業委員会事務局 ☎58・2111 (内線8120) 8122

農地転用には許可が必要

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用すると、地域農業にとって大きな損失となります。転用をする際には、事前にご相談ください。

▼農地転用の種類

○農地法4条転用 農地所有者本人が転用

○農地法5条転用 農地所有者以外の者が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用

▼農地転用の受付期間

○市街化調整区域(許可申請) 毎月10～14日(申請期間が土、日、祝日の場合は、変更)

○市街化区域(届出) (次ページへ)

～おかしな電話勧誘を受けた時は、市消費生活センター(☎25-3288)までご連絡ください～